

## 市内におけるイベント等への市対応方針について

砺波市新型コロナウイルス感染症対策本部

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の重要事項に基づき、今後の感染拡大防止の観点から、3月15日(日)までの砺波市が主催又は実行委員会等に加わるイベント等については、以下のとおり対応する。

なお、県内で感染者が発生した場合、また、上記期日以降の対応については、今後の感染状況等により対策本部で協議のうえ決定する。

### 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日/国対策本部)」抜粋

イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

#### 1 原則、中止又は延期とするイベント等

- (1) 不特定多数の来場・参加等が見込まれるもの
- (2) 接触機会が多い又は気密性の高い会場で開催するもの
- (3) 重症化のおそれが高い方\*を対象としたもの

※重症化のおそれが高い方

- ・ 高齢の方
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方
- ・ 透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している方
- ・ 妊婦の方（念のため重症化のおそれが高い方と同様） など

#### 2 やむを得ない理由で中止等をしない場合

やむを得ない理由で中止等をしない場合は、次の対策を講じること。

- (1) 参加者名簿等の作成（参加者が特定・把握できるもの）
- (2) 発熱や咳、鼻水、のどの痛み、だるさ等の風邪症状がある場合の参加自粛の呼び掛け
- (3) 会場入口等にアルコール消毒液の設置
- (4) 咳エチケット、手洗い、アルコール消毒液利用の徹底
- (5) 直接、人と接触する機会の抑制
- (6) 事前の打ち合わせ等はできる限り、電話、FAX、メール、SNSを活用

[問合せ先]

事務局 総務課防災・危機管理班

TEL 0763-33-1111 (内線 251～254)